

# 青森の縄文遺跡群情報発信拠点施設総合案内業務企画提案公募要領

## 1 目的

この要領は「青森の縄文遺跡群情報発信拠点施設」（以下「情報発信施設」という。）の総合案内業務を委託する事業者を選定するため、企画提案募集について必要な事項を定めるものである。

## 2 情報発信施設設置の趣旨

青森県に所在する世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の8つの構成資産について、国内外からの来訪者や地域住民等に対し、世界遺産としての価値の伝達や県内各構成資産への来訪・周遊を促進するため、本県の中心的な交通拠点であるJR青森駅の駅ビル内に情報発信の拠点施設を整備する。

## 3 業務実施条件

### (1) 業務場所

JR青森駅東口ビルの4階に設置予定の情報発信施設  
(青森県青森市柳川1-1-5)

※ 現在整備中。完成後のフロア配置（フロア全体・インフォメーションカウンター周辺）、展示概要は別紙1、2及び3のとおり

### (2) 施設開業日

令和6年4月26日

### (3) 業務実施日

情報発信施設の開館日とする。なお、休館日は、年末年始（12月30日から1月1日まで）、その他三内丸山遺跡センター（以下「センター」という。）の所長が定める日となる予定である。

### (4) 業務時間（予定）

ア 4月から5月まで（GW期間を除く）、10月から3月まで  
9時30分～19時30分（開館時間10時から19時まで）

イ GW期間、6月から9月まで  
9時30分～20時30分（開館時間10時から20時まで）

### (5) 業務体制

ア 開館時間の前後30分は、準備・撤収を行うこととする。

イ 少なくとも11時～17時30分の間は常時2名の従事者を配置する

- こととする。
- ウ 労働関係法令に則った業務体制とすること。
- エ 業務従事者であることを識別する服装（ベスト等を想定）をセンターで用意する。

(6) センターが用意する備品

椅子2脚、電話1台、PC1台、テレビ1台、デジタルサイネージ1台、冷蔵庫1台、プリンタ1台、従事者用ロッカー等

※ その他の備品は、事業者が必要に応じて準備すること。

## 4 業務内容

(1) 指定業務

ア 来館者の案内に関すること

- ① 来館者に対する展示物、行事及び世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の各遺跡への交通手段の案内（展示物に関する質問への対応を含む）
- ② 拾得物の管理
- ③ 来館者の救護に関すること
- ④ 来館者及び施設の安全管理に関すること
- ⑤ 来館者の荷物の一時預かり
- ⑥ デジタルサイネージ等の操作に関すること
- ⑦ 映像コーナーの上映映像の操作に関すること
- ⑧ 館内のポスター・チラシ等掲示・設置に関すること
- ⑨ 来館者数の記録の管理に関すること

イ 情報発信施設の代表電話への対応に関すること

※ 総合案内業務委託契約締結から案内業務開始までの間及びその後も必要に応じて、従事者を対象に、センターが指定業務に関する研修を行う（案内業務開始は、研修終了後とする）。

(2) 提案業務

指定業務以外に、以下の2つの業務を実施することができる。

ア グッズ販売

インフォメーションカウンター前の売店スペース（約9㎡）において、事業者の責任においてグッズ販売業務を実施することができる。当該業務に係る売上は、事業者の収入となる。

提案業務を行う場合、貸付料（年間約51万円）及び光熱水費（実費）を徴収する。また、提案業務は指定業務に支障のない範囲で実施することとする。

- ※1 提案業務を行う場合は、総合案内業務とは別に、センターと貸付に係る契約を締結する。
- ※2 上記の貸付料の金額は、貸付に係る契約時の予定価格を示すものではない。
- ※3 カウンターから展示施設への視認性を妨げるもの（高さ130cm以上）及び廊下-カウンター間の移動を妨げるものの設置は禁止する。

#### イ 縄文普及啓発活動

指定業務に支障のない範囲で、施設の展示物の活用等により、青森の縄文遺跡群の普及啓発につながる活動を実施することができる。

- ※1 施設の展示物については、別紙3参照。
- ※2 業務提案額の範囲内で実施すること。

### 5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### 6 業務提案上限額

委託料の提案上限額は、15,408千円（消費税及び地方消費税の額を含む、税抜約14,007千円）とする。

- ※1 この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
- ※2 委託料は、受託者からの請求に基づき分割して支払う。なお、支払いの方法、回数等については、センターと受託者の協議により定める。
- ※3 上記委託料上限額には、賃金、機器賃借料、消耗品費、諸経費等必要な経費を含む。
- ※4 上記委託料上限額には、提案業務（グッズ販売）の実施に係る費用（貸付料等）を含めない。

### 7 応募資格要件

- (1) 青森県内に事務所、事業所又は活動拠点を有していること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の法人又は任意団体であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続を行っていないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 過去5年以内に、縄文遺跡又は文化財に関する活動の実績があること。

※ 複数の法人で構成する共同企業体としての応募に関する留意事項

- ① 複数の法人が共同企業体を構成して応募を行う場合は、共同企業体の代表となる法人等を定め、当該代表法人等が応募手続きを行うこと。なお、代表となる法人等は、当該共同企業体での責任割合が最大であることを要する。
- ② 共同企業体構成員のすべてが上記(1)～(9)の資格を満たすこと。

## 8 応募の手続き

### (1) 質問の受付

応募に当たって質問がある場合は次に定めるところにより受け付けする。

- ア 提出書類 質問書（様式1）
- イ 受付期限 令和6年3月4日（月）17時00分
- ウ 受付場所 三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課
- エ 提出方法 持参（土、日、祝を除く。）、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着）又は電子メール（電話等で受信を確認すること）により行うこと。
- オ 回 答 令和6年3月7日（木）までに青森県のホームページに掲載する。

### (2) 参加表明

本企画提案への参加を希望する者は、次のとおり参加表明書（様式2）を1部提出すること。

- ア 提出期限 令和6年3月12日（火）17時00分
- イ 提出場所 三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課
- ウ 提出方法 持参（土、日、祝を除く。）又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着）によること。

### (3) 企画提案書類の提出

次のとおり企画提案書類を作成し提出するものとする。なお、形式は、日本産業規格A4判縦型・横書きとすること。

ア 書類及び注意事項

- ① 事業計画書（様式3）
- ② 経費見積書（総額及び積算内訳を記載）

イ 提出期限等

- ① 提出期限 令和6年3月15日（金）17時00分
- ② 提出場所 三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課
- ③ 提出部数 9部（正本1部、副本8部）
- ④ 提出方法 持参（土、日、祝を除く。）又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着）によること。

## 9 審査及び決定方法

(1) 資格要件の審査及び提出書類の確認

応募資格の要件審査及び提出書類の形式的な確認は、センターが行う。

(2) 審査の方法

審査会において応募者によるプレゼンテーション等を実施し、別紙4「青森の縄文遺跡群情報発信拠点施設総合案内業務事業者選定基準」を基準として、随意契約の候補者（以下「契約候補者」という。）1者を選定する。

なお、応募者が一者のみであっても、本企画競争は成立することとし、審査及び選定を行う。

審査会は、下記のとおり実施予定である。

ア 開催日（予定）

令和6年3月26日（火）

イ 内容

提出書類を基にした、企画提案内容や事業計画等に関するプレゼンテーション、質疑応答

ウ その他

参加人数1団体3名以内

※ 審査会の詳細は、応募者に別途通知する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和6年3月29日（金）まで（予定）に応募者に通知する。

## 10 契約手続

契約候補者に選定された団体は、事業の内容等について、選定後に詳細な打ち合わせを行い、仕様等についてセンターと協議をする。協議が整った場合に改めて見積書を徴取し、内容を精査した上で、随意契約により委託契約を締結する。

なお、この協議において、提出された提案の内容を一部変更する場合がある。また、上記協議が不調となった場合には、次点者と同様の手続を行うものとする。

## 11 応募に際しての注意事項

- (1) 受付期間終了後の書類の内容変更、追加は認めない。
- (2) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) センターは、必要に応じて、提出書類を補足する資料の追加提出を求めることがある。
- (4) 提出された書類は、一切返却しない。
- (5) 応募者が本公募要領に記載された事項に適合しない、若しくは虚偽事項や重大な違背行為があると認められるとき、又はその他の事情により適切な業務の実施が困難と認められるときは、センターは契約候補者としての決定を取り消すことがある。この場合、センターは、当該者が既に要した費用の弁済を行わないものとする。
- (6) 審査経過及び審査結果に関する質問、異議申し立ては一切受け付けないものとする。
- (7) 包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委任する必要がある場合は、あらかじめセンターの承認を得ること。
- (8) 本企画競争は令和6年度予算の成立を前提に実施するものであり、予算成立の状況によっては委託業務を実施しない場合がある。

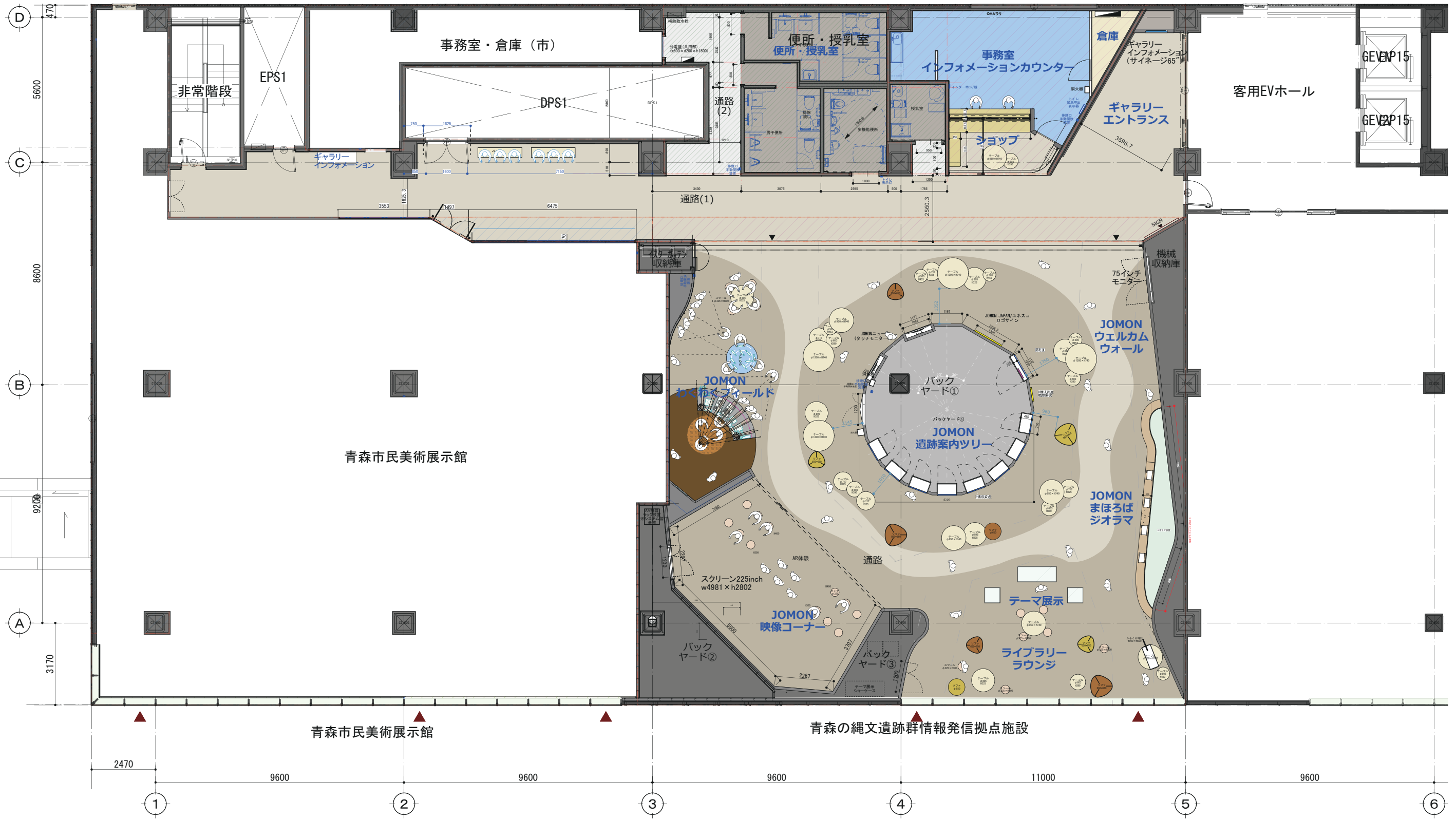
## 12 全体スケジュール（予定）

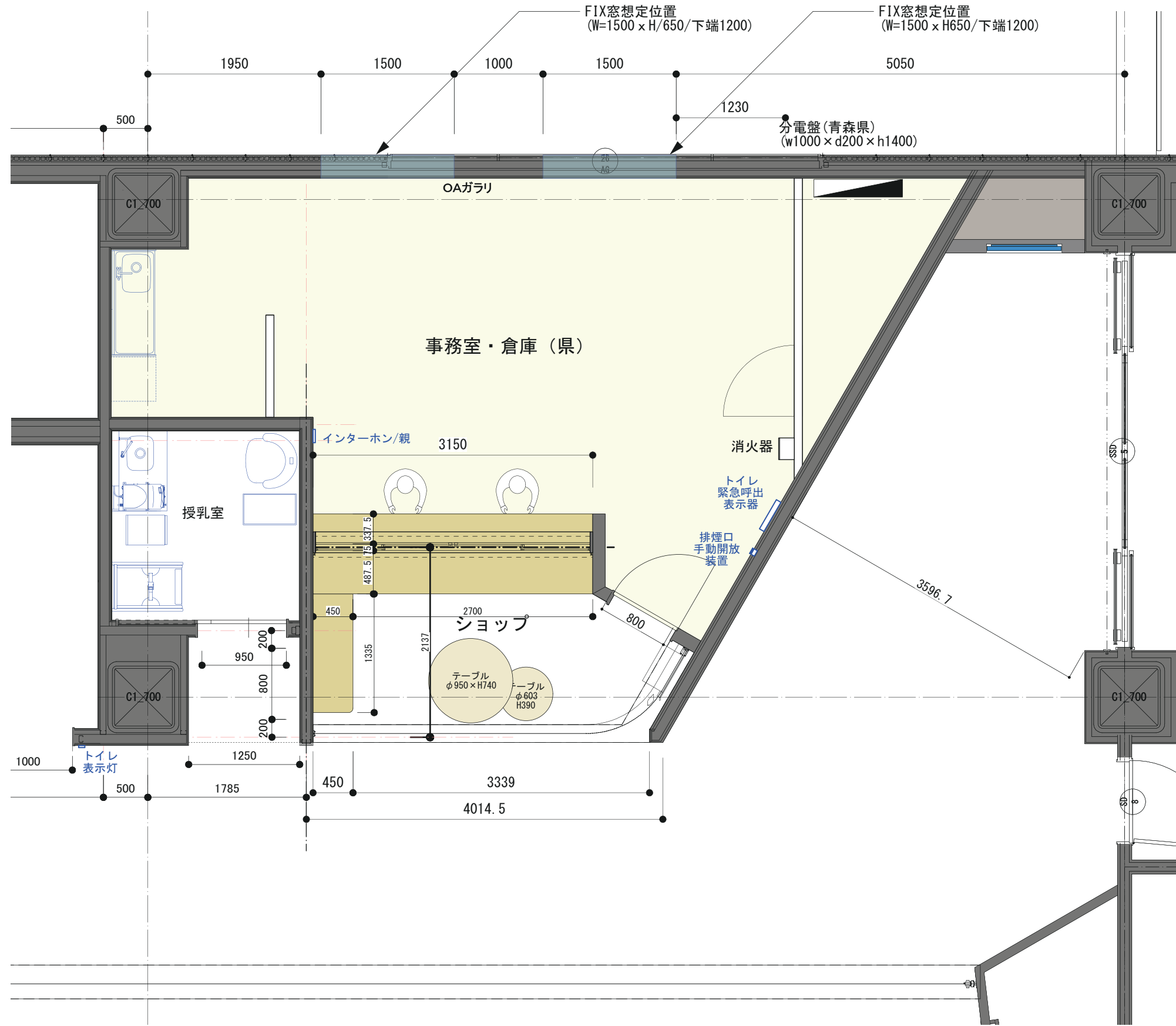
令和6年2月26日（月）	公募開始
3月4日（月）	質問書提出期限
3月7日（木）	質問書回答期限
3月12日（火）	参加表明書提出期限
3月15日（金）	企画提案書提出期限
3月26日（火）	審査会（応募者ヒアリング）
3月29日（金）	審査結果通知
4月上旬	契約
4月26日（金）	施設開業

## 12 問合せ先・窓口

三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課  
〒038-0031 青森市大字三内字丸山305  
電話 017-782-9463 FAX 017-781-6103  
メール sekaiisan@pref.aomori.lg.jp

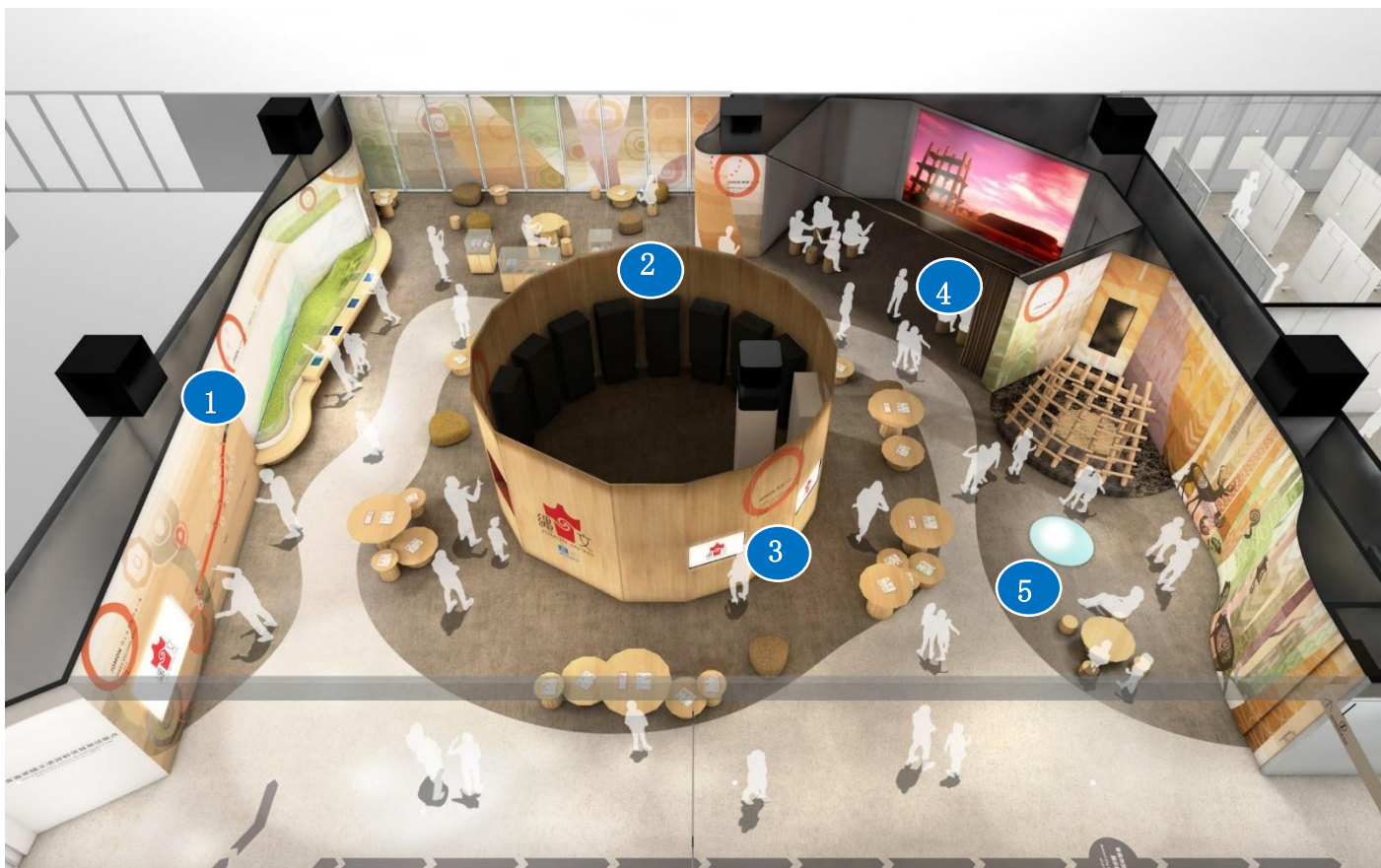
エレベーターは、1階・3階・4階・ホテル各階に止まる







### (別紙3) 展示概要



#### ① 模型（ジオラマ）展示

縄文時代の四季や環境と生活の様子のほか、現代の発掘作業の様子も盛り込んだ、他に類を見ない模型（ジオラマ）を展示

#### ② 県内縄文遺跡紹介

青森県内に所在する8つの構成資産（遺跡等）の魅力伝える出土品やレプリカ等を展示

#### ③ 観光アクセス案内

遺跡等への交通アクセスやイベント情報等が検索可能な大型モニターのタッチパネルを設置

#### ④ 映像上映

縄文遺跡群の価値や魅力を伝える映像の上映や、縄文時代に入り込みリアルな動物たちと同じ空間にいるような体験ができるAR映像を上映

#### ⑤ 体感・体験

縄文服を着て写真撮影できるフォトスポットや、子どもたちが遊べる道具を設置

#### 【道具の内容】

- ア 土器・土偶神経衰弱（初級：10枚セット・上級30枚セット）  
トランプの神経衰弱と同じルールで、土器・土偶が書かれた2セットのカードを揃える
- イ 土器パズル（2セット）  
土器の破片（レプリカ）を合わせて、土器を完成させる
- ウ 魚釣りゲーム（12種の魚介類）  
制限時間内に、魚介類の模型を釣り竿で釣り上げる
- エ 動物積み木（20点）  
動物の形の積み木を積み上げて遊べる

(別紙4) 青森の縄文遺跡群情報発信拠点施設総合案内業務事業者選定基準

項目	評価項目	評価のポイント例	点数
指定業務について	施設の理解について	情報発信施設のコンセプト、展示内容を正確に理解しているか	30
	総合案内業務に対する考え方について	総合案内業務としてあるべきサービスについて、具体的な考え方があるか	
	総合案内業務の質の確保について	業務の質を確保・向上させるために、具体的で実施可能な取組を行う見込みがあるかどうか	
提案業務（グッズ販売）について	提案業務の有益性について	来館者の満足度向上・青森の縄文遺跡群の普及啓発につながる内容か	20
	提案業務の実現可能性について	具体的で実施可能な内容か	
提案業務（縄文普及啓発活動）について	提案業務の有益性について	来館者の満足度向上・青森の縄文遺跡群の普及啓発につながる内容か	20
	提案業務の実現可能性について	具体的で実施可能な内容か	
職員配置について	職員数・勤務シフトについて	無理のない職員配置が可能か	20
	配置職員の知識・経験等について	文化施設の運営について知識・経験を有している職員や多言語に対応可能な職員など、総合案内業務に適した人材を配置する予定か。	
運営団体について	過去の実績について	類似業務の実績があるか	20
	苦情処理体制について	苦情受付・解決に適切な体制が整っているか	
事業費について	業務委託提案額について	総合案内業務を遂行するうえで適切な経費が計上されているか。	10
小計			120

※評価点数が最も高い応募者を契約候補者とする。